

秋田県広域スポーツセンター設置要綱

(目的・設置)

第1条 国の「スポーツ基本計画」及び「秋田県スポーツ推進計画」に基づき、地域住民が主体的に運営・管理し、地域のスポーツ施設等を拠点としながら、誰もが年齢、障がいの有無等にかかわらず、いつでも、どこでも、いつまでも参加できる総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の設立や運営、活動とともに、県内のスポーツ活動全般について効率的に支援するため、秋田県スポーツ科学センター内に秋田県広域スポーツセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(所掌事業)

第2条 センターは、次に掲げる事業を所掌する。

- (1) 広域スポーツセンター企画運営委員会の開催
- (2) 総合型クラブ関係者等で構成する秋田県総合型クラブ連絡協議会への支援
- (3) クラブマネジャー・指導者の養成及び資質向上に関する支援
- (4) 総合型クラブの設立、育成及び活動に関する支援
- (5) 各市町村におけるスポーツ振興に対する支援
- (6) 各スポーツ施設、総合型クラブ及びクラブマネジャー等の情報の提供
- (7) トップチーム（プロチーム・クラブチーム等）・総合型クラブ及び学校等の連携に関する支援
- (8) トップレベル競技者の育成に関する支援
- (9) 地域のスポーツ活動に対する、スポーツ医科学・情報面からの支援
- (10) その他前条の目的達成に必要な事業

(構成)

第3条 センターは、次の組織をもって構成する。

- (1) 広域スポーツセンター長（以下「センター長」という。）
 - (2) 広域スポーツセンター企画運営委員会（以下「委員会」という。）
 - (3) 広域スポーツセンター事務局（以下「事務局」という。）
- 2 センター長は、秋田県スポーツ科学センター所長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員会及び事務局の運営等については、センター長が別に定める。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、センターに関する必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

平成24年 2月 3日一部改正

平成24年 6月 1日一部改正

平成25年 5月17日一部改正

平成26年 4月 1日一部改正